

宮崎市狭あい道路に関する要綱

宮崎市都市整備部建築行政課

(令和6年3月改訂)

趣 旨

市内には、道幅が4 mに満たない狭い道路がまだ多くあります。このような道路は、人や車の通行が危険であるばかりではなく、災害時には緊急車両の進入に支障を来す場合もあります。このような狭い道路は広くして、より使いやすい道路にする必要があります。

そのため、建築基準法（以下「法」という。）では、法第42条第2項に規定する道路（以下「狭あい道路」という。）に面した敷地に建築物を建築する際には、道路の中心から2 m後退するよう義務付けるとともに、この後退用地内に建築物を建築したり、工作物を築造することを禁じています。

本市においては、狭あい道路に面して建築物等を増改築する際に、法に基づく道路後退に係る手続を円滑に行うため「道路後退についての協議制度」を実施することとし、その施行に関し必要な事項に加え、狭あい道路整備事業の目的や市の責務等を明確にするため「宮崎市狭あい道路に関する要綱」を制定するものであります。

なお、「塀等の除却費用の一部助成」に関する内容は、平成20年4月1日から「宮崎市生活道路用地寄付に伴う助成に関する要綱」へ移管しました。

宮崎市狭あい道路に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における狭あい道路の整備を促進することにより、良好な住環境の創出に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされるもの（都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為の許可を受けようとする開発区域又は土地区画整理事業、市街地再開発事業、都市計画道路改良事業等の実施が確定した区域にあるものを除く。）をいう。
- (2) 道路後退線 法又はこの要綱の規定により、狭あい道路の境界線とみなされるものをいう。
- (3) 後退用地 狭あい道路に接する土地又は近接する土地（以下「接面地」という。）で、当該狭あい道路の境界線と道路後退線の間にあるものをいう。
- (4) 隅切り用地 角敷地において、道路後退線（一方が狭あい道路ではない場合は、道路境界線）が交わる点を頂点とする2辺の長さが各々2 m以上の二等辺三角形の部分という。
- (5) 後退用地等 後退用地及び隅切り用地をいう。
- (6) 所有者等 接面地の所有者、借地権者又はその接面地について使用、収益若しくは処分の権限を有する者をいう。
- (7) 設計者等 接面地における建築物及び工作物の新築、増築、改築及び築造等の行為（当該行為を行うに当たり必要な法第6条第1項及び第6条の2第1項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請（以下「確認申請」という。）を含む。以下「建築物の新築等」という。）に携わる設計者、工事監理者及び工事施工者をいう。
- (8) 道路後退表示 道路後退線上の主要な位置に設ける境界杭、境界プレート等をいう。
- (9) 整地 後退用地等内に工作物等（建築物、擁壁、門、生け垣、立木その他これらに類するものをいう。）がある場合は、これを除却し、整備行為を行う上で支障のないように土地を整えることをいう。
- (10) 整備行為 整地された後退用地等を舗装し、又はL型側溝、縁石等を設置し、通行上支障のないようにすることをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、この要綱の目的及びその内容について一般に周知させるとともに、この要綱の目的の達成のために所有者等に適切な指導、助言等を行い、狭あい道路の整備につき、理解と協力が得られるよう努めなければならない。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、この要綱の目的の達成のために市長の指導及び助言に従い、安全で快適な住環境を創出するよう努めなければならない。

(設計者等の責務)

第5条 設計者等は、前条に規定する所有者等の責務を認識し、その遂行に協力するよう努めなければならない。

(後退協議)

第6条 接面地における建築物の新築等を行おうとする所有者等（以下「行為者」という。）は狭あい道路後退協議書（様式第1号）により、市長に協議を行わなければならない。

2 前項の狭あい道路後退協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 附近見取図

(3) 道路後退計画図

(4) 現況写真（後退用地の現況が分かるもの）

(5) 地図（不動産登記法第14条第1項に規定された図面をいう。以下同じ。）、地図に準ずる図面（公図）（登記情報提供制度により取得したものを含む。コピー可。）

(6) 前5号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの

3 市長は、第1項の協議が完了したときは、狭あい道路後退協議済通知書（様式第3号）により、所有者等に通知するものとする。

4 行為者は、前項の通知を受けた後でなければ、接面地における建築物の新築等を行ってはならない。

(後退用地等の整地)

第7条 建築物の新築等を行うに当たり確認申請を要する場合は、行為者は確認申請をする前に当該後退用地等の整地を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、整地を行うことが著しく困難であると認めるときは、整地を相当期間猶予することができる。

(道路後退表示の設置等)

第8条 市長は、第6条第1項の協議が完了したときは、行為者に道路後退表示を交付するものとする。ただし、道路後退線の位置を適正に表示することができるものが既に設置さ

れている場合は、この限りでない。

- 2 道路後退表示を設置しようとする狭あい道路に道路中心が明示されていない場合は、市道又は里道・農道にあっては道路幅員査定により市長が、その他の道路にあっては所有者等（行為者を含む。第12条において同じ。）が関係者立会いの上、道路の中心を決定するものとする。
- 3 道路後退表示の交付を受けた行為者は、道路後退杭設置基準（別表）に従い、設置しなければならない。

（所有者等の義務の継承）

第9条 所有者等は、接面地及び後退用地等の譲渡等に当たっては、被譲渡者等にこの要綱に基づく指導及び助言の内容を継承させなければならない。

（後退用地等の寄附）

第10条 狭あい道路である市道及び里道・農道に接する後退用地等の寄附に関する手続は、「宮崎市生活道路用地寄付に伴う助成に関する要綱」の定めるところによる。

（後退用地等の整備）

第11条 市長は、寄附を受けた後退用地等を速やかに整備するよう努めるものとする。

- 2 行為者は、後退用地等（前項の規定により市長が整備するものを除く。）を整備するよう努めなければならない。

（勧告等）

第12条 市長は、所有者等がこの要綱に定める事項に違反したときは、この要綱の規定を遵守するよう所有者等に行う勧告その他必要な措置を講ずることができる。

（電子情報処理組織による協議）

第13条 第6条第1項の規定による協議は、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

（佐土原町等の編入に伴う経過措置）

- 2 佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前に3町であった区域において、編入日前に法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請書を提出した者については、この要綱の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(清武町の編入に伴う経過措置)
- 2 清武町の編入の日（以下「編入日」という。）前に清武町であった区域において、編入日前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認申請書を提出した者については、この要綱の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月25日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

狭あい道路後退協議書

年 月 日

宮崎市長 殿

宮崎市狭あい道路に関する要綱第6条第1項の規定に基づき、下記土地における後退用地等に関する協議を申請します。

申請者 住所
氏名
電話
担当者 氏名
電話

1 対象となる行為に関する事項	土地の所在	宮崎市
	種 類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 擁壁 <input type="checkbox"/> 門・塀 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> その他
2 狭あい道路の状況	現況幅員	最小 mm・最大 mm
	種 別	<input type="checkbox"/> 市道（路線番号 ） <input type="checkbox"/> 里道・農道 <input type="checkbox"/> 私道
3 後退用地等に関する事項	土地の所在	宮崎市
	後 退 幅	最小 mm・最大 mm
	工作物等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 擁壁 <input type="checkbox"/> 門・塀 <input type="checkbox"/> その他（ ））
	帰属方針	<input type="checkbox"/> 寄附する（ <input type="checkbox"/> 手続予定 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続済） <input type="checkbox"/> 寄附しない
	権利の種類	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 借地権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 整地計画等	整 地	<input type="checkbox"/> 不要（整地済） <input type="checkbox"/> 要（ <input type="checkbox"/> 確認申請前 <input type="checkbox"/> 後 ） 年 月 日頃完了予定
	後退表示	<input type="checkbox"/> 不要（設置済） <input type="checkbox"/> 要（ <input type="checkbox"/> 杭 <input type="checkbox"/> プレート 箇所分） 設置時期 年 月頃
5 整備計画等	<input type="checkbox"/> 不要（舗装等済） <input type="checkbox"/> 要（ <input type="checkbox"/> 自主整備 <input type="checkbox"/> 市整備（寄附のみ））	
6 その他協議事項	境界確定	<input type="checkbox"/> 公道 ~ <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 要 ; <input type="checkbox"/> 私道 ~ <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 要

提出書類	<input type="checkbox"/> 協議書 <input type="checkbox"/> 道路後退計画図 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 附近見取図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 地図・公図 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
受付欄	決裁欄	課長	補佐	係長	係員	担当者
第 年 月 日 号						
決裁の上は、別紙（案）のとおり通知してよろしいか。						
処理経過欄	建築行政係担当()	道路台帳確認	年 月 日	(道調)		
		後退表示交付	年 月 日			
	狭 あ い 道 路 関 係 課 合 議 欄					
	用地管理課 農林・建設課担当()	事前協議合議	年 月 日	<input type="checkbox"/> 幅員査定願い	<input type="checkbox"/> 寄附申出	
	現地幅員査定	年 月 日				
道路維持課 農林・建設課担当()	寄附採納申出	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	年 月 日	依頼先()		
	<input type="checkbox"/> 寄附証書 <input type="checkbox"/> 登記承諾書 <input type="checkbox"/> 測量(/)	<input type="checkbox"/> 登記(/)				

注意事項 **太枠内**を記入してください。

狭あい道路後退協議済通知書

宮 建 第 号
年 月 日

様

宮崎市狭あい道路に関する要綱第6条第1項の規定に基づく後退用地等に関する協議が完了しましたので、通知します。

宮崎市長

印

1 対象となる行為に関する事項	土地の所在	宮崎市
	種 類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 擁壁 <input type="checkbox"/> 門・塀 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> その他
2 狭あい道路の状況	現況幅員	最小 <input type="text"/> mm・最大 <input type="text"/> mm
	種 別	<input type="checkbox"/> 市道（路線番号 <input type="text"/> ） <input type="checkbox"/> 里道・農道 <input type="checkbox"/> 私道
3 後退用地等に関する事項	土地の所在	宮崎市
	後退幅	最小 <input type="text"/> mm・最大 <input type="text"/> mm
	工作物等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 擁壁 <input type="checkbox"/> 門・塀 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="text"/> ））
	帰属方針	<input type="checkbox"/> 寄附する（ <input type="checkbox"/> 手続予定 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続済） <input type="checkbox"/> 寄附しない
	権利の種類	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 借地権 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="text"/> ）
4 整地計画等	整 地	<input type="checkbox"/> 不要（整地済） <input type="checkbox"/> 要（ <input type="checkbox"/> 確認申請前 <input type="checkbox"/> 後（猶予認定）） 年 月 日頃完了予定
	後退表示	<input type="checkbox"/> 不要（設置済） <input type="checkbox"/> 要（ <input type="checkbox"/> 杭 <input type="checkbox"/> プレート <input type="checkbox"/> 箇所分） 設置時期 年 月頃
5 整備計画等	<input type="checkbox"/> 不要（舗装等済） <input type="checkbox"/> 要（ <input type="checkbox"/> 自主整備 <input type="checkbox"/> 市整備（寄附のみ））	
6 その他協議事項	境界確定	<input type="checkbox"/> 公道 ～ <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 私道 ～ <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 要
	そ の 他	

注意事項

- 1 建築確認申請等を行うときは、建築確認申請書にこの通知書を添えて提出してください。
- 2 後退用地等内に工作物等があるときは、「4 整地計画等 整地」欄に記載された日付までに除却を完了してください。
- 3 その他この通知書に関することや道路後退についてご質問等がある場合は、**建築行政課**までお問い合わせください。

(文書取扱)

都市整備部 建築行政課
電話 (0985)21-1813